

『特別養護老人ホーム 草加園 料金表』

1 基本料金（令和6年4月1日から）

① 施設利用料

\*介護保険負担割合証に記載されている負担割合分をご負担いただきます。

区分	1日あたりの自己負担額		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	665円	1,330円	1,994円
要介護2	738円	1,476円	2,214円
要介護3	814円	1,628円	2,442円
要介護4	888円	1,775円	2,662円
要介護5	960円	1,919円	2,878円

\*地域区分（5級地）10,55円

夜勤職員配置加算（Ⅰ）13単位、看護体制加算（Ⅰ）4単位、看護体制加算（Ⅱ）8単位、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22単位が上記料金に含まれています。

\*初期加算

入所後30日間は上記利用料金に32円（2割負担の方は63円、3割負担の方は94円）加算されます。また、30日を超える病院または診療所への入院後に指定介護老人福祉施設へ再び入所した場合も同様に32円（2割負担の方は63円、3割負担の方は94円）加算されます。

\*外泊時費用

病院または診療所に入院した場合及び外泊をした場合は1ヶ月に6日間を限度として1日につき257円（2割負担の方は514円、3割負担の方は771円）ご負担していただきます。

\*療養食加算

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合は1日3回を限度として1食につき7円（2割負担の方は1食につき13円、3割負担の方は1食につき19円）が加算されます。

\*看取り介護加算

医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者に対して、看取り介護を行い死亡された場合は、①死亡日45日～31日前については1日につき76円（2割負担の方は151円、3割負担の方は226円）②死亡日30日～4日前については1日につき151円（2割負担の方は301円、3割負担の方は452円）③死亡日前々日～前日については1日につき711円（2割負担の方は1,422円、3割負担の方は2,132円）④死亡日については1日につき、1,338円（2割負担の方は2,676円、3割負担の方は4,013円）の自己負担になります。

②食費 1日あたり1,445円

③居住費 従来型個室へ入所の場合 1日あたり1,171円

多床室へ入所の場合 1日あたり855円

※令和6年8月より従来型個室へ入所の場合 1日あたり1,231円

多床室へ入所の場合 1日あたり915円

※介護保険負担限度額認定証の提示がある場合は、認定証に記載されている金額が利用者負担になります。下記参照

	食費 1日あたり	居住費（1日あたり）	
		個室	多床室
第1段階 生活保護受給者等 世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金受給者等	300円	490円	0円
第2段階 世帯全員が住民税非課税で 本人の公的年金収入額+合計所得金額 が80万円以下	390円	490円	370円
第3段階① 世帯全員が住民税非課税で 本人の公的年金収入額+合計所得額 80万円超120万円以下	650円	820円	370円
第3段階② 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 と課税+非課税年金収入額の合計額 120万円超の方	1,360円	820円	370円

④介護職員処遇改善加算 基本単位に、該当する加算を加えた金額の8.3%に当たる金額が加算されます。

(令和6年4月1日から令和6年5月31日まで)

⑤介護職員等ベースアップ支援加算 基本単位に、該当する加算を加えた金額の1.6%に当たる金額が加算されます。

(令和6年4月1日から令和6年5月31日まで)

※介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ支援加算については、令和6年6月より統合され介護職員等処遇改善加算となります。

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本単位に、該当する加算を加えた金額の11.3%に当たる金額が加算されます。